

農地の売買・貸借・転用に関する

農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、
農業委員会の許可を受けなければなりません。
自分の農地だからといって許可を受けずに売買、
転用することはできませんのでご注意ください。
ここでは、よくある質問を例にあげてみました。

Q&A

Q1 農地を売買したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A

耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、**農地法第3条による許可申請**が必要です。

このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、地域局産業振興課で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。



Q2

農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A

農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合、**合意解約書の届出**が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、地域局産業振興課で届出していただきます。

なお解約できる条件は、**お互いの合意が必要**です。



Q3

自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？ また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A

それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は地域局産業振興課で申請していただきます。

なお、申請地が**横手市農業振興地域整備計画の農用地区域**の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。

詳しくは地域局産業振興課へご確認ください。



Q4

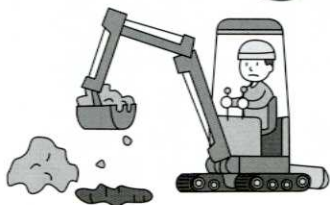
許可を受けずに転用したらどうなりますか？

A

無断転用すると厳しい罰則があります

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。無断転用した場合は、懲役3年または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまい、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状に回復しなくてはならない場合があります。



農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は・・・

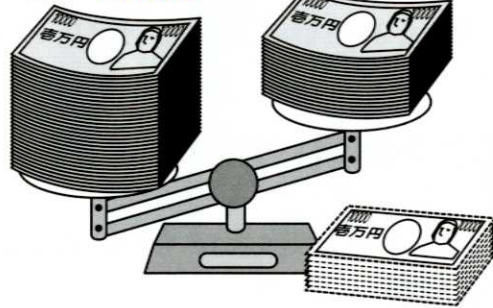


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間：272万円

国民年金だけでは・・・
年間：158万円



年間：114万円 (1か月あたり約10万円) 不足

農業者年金は老後生活をごっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！ 保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金ならではの
税制上の優遇措置

月額最高1万円、
通算すると
最大で216万円

年金はご家族
お一人おひとりが
準備することをお勧めします

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額 (年額)
20歳	40年	男性 110万円
		女性 95万円
30歳	30年	男性 70万円
		女性 60万円
40歳	20年	男性 39万円
		女性 34万円
50歳	10年	男性 17万円
		女性 15万円

(注) 保険料を月額2万円、65歳までの付利率を3.0%、65歳以降の予定利率を1.5%とした通常加入の場合の試算です。

保険料支払いによる節税効果の試算 (所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは、
農業者年金で安心！

お問い合わせは農業委員会、JAにおたずねください。

編集後記

田植えが終わわり3ヶ月が過ぎ、毎日田んぼへ出ていますが、人の姿をあまり目にする事はない。昔なら当たり前のように近所の人と会い、お互いに様々な話をしていたのが懐かしく感じられる。機械の精度が高くなり力が軽減されたのは働き手にとっては喜ばしいのだが、田んぼに行っても誰も会わないのは逆に寂しく感じるのは私だけだろうか。

例年にならない天候不順、厳しい農業情勢が続くが、若き担い手や後継者のためにも少しでも回復することを願う。そのためにも今、何が出来るかを考え、頑張っていきたいと思う。

情報策定委員
大雄地区 松下 昭治

全国農業新聞

●発行日/毎週金曜日
●購読料/1カ月600円
●お申し込み先
地域局産業振興課または
農業委員会事務局まで！